

営業第 417 号

平成 27 年 10 月 13 日

国土交通大臣

石井 啓一 殿

北海道札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1 番 1 号

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 島田 修

鉄道事業の旅客の料金の上限設定認可申請

当社では、このたび鉄道事業の旅客の料金の上限を別紙のとおり設定いたしたく、鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 16 条第 1 項及び同法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 32 条の規定に基づき申請いたします。



別紙

1 名称及び住所

北海道札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1 番 1 号

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 島田 修

2 設定しようとする料金の上限を適用する路線

北海道新幹線

3 設定しようとする料金の上限の種類

特別急行料金

4 設定しようとする料金の上限の額及び適用方法

北海道新幹線の各駅相互間の特別急行料金の上限の額及び適用方法は次のとおりとします。なお、旅客の区分並びに小児の特別急行料金の計算方法については、現行適用しているものと同一といたします。

(1) 特別急行料金（自由席又は立席特急料金）

別表のとおりとします。

(2) 指定席を利用する場合の特別急行料金

指定席の利用に関しては、(1)の特別急行料金を特別急行列車の座席指定料金と一体の指定席特急料金として適用します。

(3) 特別車両を利用する場合の特別急行料金

(1)の額とします。

5 特別急行料金の上限の設定を必要とする理由

平成 28 年 3 月 26 日に北海道新幹線新青森・新函館北斗間が開業し、新幹線の特別急行列車による運転を計画しています。これに伴い、開業区間に関わる料金を新たに設定するものです。

6 鉄道事業法施行規則第 32 条第 4 項に基づき、所定料金を上限の種類、額及び適用方法と同じものとします。

7 実施予定日

平成 28 年 3 月 26 日（土）

添付資料

1 現行申請対照表

2 原価計算書その他の旅客運賃等の上限の額の算出の基礎を記載した書類

別表

特別急行料金（自由席又は立席特急料金）

（単位：円）

	新青森	奥津軽 いまべつ	木古内
奥津軽いまべつ	1,990		
木古内	3,930	1,990	
新函館北斗	3,930	3,930	1,990

添付資料 1 現行申請対照表

現 行	申 請
<p>鉄道の旅客運賃・料金及び運賃の計算方法並びに適用方法</p> <p>I 当社線内のみを利用する場合</p> <p>第1 基本運賃及び料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 特別急行料金</p> <p><u>(1) 特別急行料金</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>鉄道の旅客運賃・料金及び運賃の計算方法並びに適用方法</p> <p>I 当社線内のみを利用する場合</p> <p>第1 基本運賃及び料金</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 特別急行料金</p> <p><u>(1) 北海道新幹線の特別急行料金</u></p> <p>① 自由席又は立席特急料金</p> <p style="text-align: center;">別表第19の2のとおりとする。</p> <p><u>(注) 新幹線及び在来線の立席特急料金は、全車両指定制の特別急行列車の普通車(寝台の使用区間以外の区間について、寝台車を座席車として使用する場合のB寝台車を含む。)に乗車する旅客に対して、発売日、枚数を限定して発売する立席特急券に適用する。</u></p> <p>② 特別車両を利用する場合の特別急行料金</p> <p style="text-align: center;">①の額とする。</p> <p>③ 特別急行列車の指定席を利用する場合の特別急行料金</p> <p style="text-align: center;">特別急行列車の指定席の利用に関しては、①の特別急行料金を特別急行列車の座席指定料金と一体の指定席特急料金として適用することができる。</p> <p><u>(2) 北海道新幹線以外の特別急行料金</u></p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現 行			申 請			
別表第1 鉄道の営業線			別表第1 鉄道の営業線			
番号	営業線	区間	番号	営業線	区間	
1	江差線	五稜郭から木古内まで	1	北海道新幹線 ◎	新青森から新函館北斗まで	
		(中略)			(中略)	
		(中略)			(中略)	
		(以下略)			別表第19の2 特別急行料金(自由席又は立席特急料金) (単位:円)	
				新青森	奥津軽 いまべつ	木古内
			奥津軽いまべつ	1,990		
			木古内	3,930	1,990	
			新函館北斗	3,930	3,930	1,990
						(以下略)

原価計算書その他の旅客運賃等の上限の額の算出の基礎を記載した書類

(単位:百万円)

項目	平成27年度 (開業初年度)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成28～30年度	
					計	平年度平均
運賃収入	62	3,787	3,897	4,010	11,694	3,898
料金収入	110	6,701	6,895	7,095	20,691	6,897
運輸雑収	6	341	343	344	1,028	343
収入計 (A)	178	10,829	11,135	11,449	33,413	11,138
人件費	59	3,576	3,576	3,576	10,728	3,576
経費	129	7,818	7,865	7,912	23,595	7,865
貸付料	6	450	1,180	1,097	2,727	909
減価償却費	302	3,871	3,228	2,698	9,797	3,266
諸税	0	16	147	122	285	95
事業報酬	0	294	265	235	794	265
支出計 (B)	496	16,025	16,261	15,640	47,926	15,976
差引損益 (A-B)	△ 318	△ 5,196	△ 5,126	△ 4,191	△ 14,513	△ 4,838
収支率 (A/B)	35.9%	67.6%	68.5%	73.2%	69.7%	69.7%